

雫石町監査委員告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 1 月 6 日

雫石町監査委員	小 田 純 治
同	階 研 太

令和6年度定期監査（期中監査）報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年度における令和6年9月30日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況について監査することとし、次の所管課を対象に行った。

- (1) 総務課
- (2) 総合政策課
- (3) 税務課
- (4) 防災課
- (5) 農林課
- (6) 観光商工課
- (7) 地域整備課
- (8) 上下水道課
- (9) 出納課
- (10) 農業委員会事務局
- (11) 議会事務局・監査委員事務局 計 11 課

2 監査実施日

事前監査	令和6年10月25日（金）～令和6年11月5日（火）（実日数4日）
本 監 査	令和6年11月13日（水）～令和6年11月25日（月）（実日数4日）

3 監査場所 役場庁舎3階 図書監査室

4 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりとし監査を実施した。

- ・予算の執行は適正かつ効率的に行われているか。
- ・業務等の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- ・支出事務について、違法、不正又は不経済な支出はないか。
- ・契約事務は適正かつ公正に行われているか。
- ・公有財産や物品管理が適正かつ効率的に行われているか。

5 実施した監査手順

(1) 事前監査

本監査対象課から提出された調書を監査委員が事前に書類監査を行い、必要に応じて担当者からの聞き取りや資料の追加提出を求めた。

(2) 本監査

事前監査で抽出した確認事項について、担当課長及び課長補佐、係長等の出席を求め、対面による監査を行った。

第2 監査の結果

監査の結果、本監査対象課における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況は、関係法令及び条例・規則等に基づきおおむね適正に行われているものと認めた。

しかしながら、一部の事務処理について、改善及び検討の必要があると思われる事項が見受けられたので、再度関係法令等を再確認し今後適切に措置されたい。

◆個別事項

1 防災課

【指摘事項】

防犯街灯台帳整備及びLED改修設計業務委託（西山地区）について、積算根拠となる資料の添付が不足していたため、今後は必ず添付されたい。

2 農林課

【指摘事項】

雫石町農事実行組合運営支援業務委託について、毎年4月第2木曜日から農事実行組合に対する配布物があるため、当該委託契約を年度当初に締結すべきであるが、農家戸数の確定値が示された後に委託契約を締結していることが明らかとなった（昨年度の契約締結日は12月4日）。農家戸数の前年度実績により4月1日付けで委託契約を締結し、当該戸数に変更が生じた際には変更契約で対応するよう、今後の契約事務を改められたい。

3 総務課

【意見】

公用車売却に際し、物品管理者及び総務課のいずれにおいても不用の決定をしていた。今後物品売却をする際には、雫石町財産規則第40条に基づき物品の所管替えを行い、その後不用決定を行うよう再度事務手順を確認されたい。また、当該事例が今後も発生することが見込まれることから、公売担当課としてマニュアルを作成し全庁に周知されたい。

4 総合政策課

【意見】

分掌事務一覧に記載された各職員の時間外勤務の時間数によると、一部の職員が多く時間外勤務をしているため、一人の職員に偏らないよう業務配分をされたい。